

# 事務局だより



公益社団法人大分市シルバー人材センター  
大分市高城西町 32-16/☎ 097-552-3220  
http://oita.o-sjc.com/

## 理念《自主・自立・共働・共助》

平成 26 年 1 月 号  
(発行日 平成25年 12月25日)

新年明けましておめでとうございます。

昨年は皆様のご協力により2年連続で受注金額が増加致しました。しかしながら、反面、事故が多発しましたので今後引き続き細心の注意で作業しましょう。寒さが厳しいこの時期風邪など引かぬよう、御自愛下さい。

### 受注状況のお知らせ

- 11月分は4カ月ぶりに前年実績を4,772千円上回りました。
- これは、剪定・運搬投棄業務が3,580千円と大きく増加したことが要因です。
- また、本年4月から11月までの8ヶ月間の累計では、前年実績を13,712千円上回りました。
- これは主に、調理・食品関連業務が10,460千円、剪定業務が3,887千円それぞれ前年実績を上回ったことが要因です。関係会員の皆さん、又、新しい年も頑張らしましょう。【発注金額対比表 単位千円】

項 目	11 月			累 計(4月～11月)			
	25 年度	24 年度	増 減	25 年度	24 年度	増 減	
受注金額トータル(単位:千円)	46,886	42,114	4,772	349,759	336,047	13,712	
主 な 職 種	剪定・運搬投棄業務	15,604	12,024	3,580	93,368	89,481	3,887
	除草・運搬投棄業務	8,189	8,298	▼109	65,148	69,418	▼4,270
	商品管理等管理業務	7,895	7,626	269	64,685	65,575	▼890
	屋内外清掃業務	4,040	4,007	33	35,058	32,988	2,070
	介護予防・生活支援 家事援助業務	1,406	1,234	172	10,546	11,690	▼1,144

### ◎受注票 兼 就業報告書 の取り扱いについて

普段は「日報」と呼んでいますが、この書類はお客様、センター事務局、皆さん方会員を結ぶ極めて重要な書類です。最近、請求書を送付した後、お客様から料金が高すぎる、お願いした作業が終了していない等の苦情が事務局に寄せられ、こじれて料金を頂けないような事態に陥る事例が目立っております。

料金を頂けないからと言って、会員の皆さん方に配分金を支払わないということにはなりません。それだけに、「日報」の取扱いには十分過ぎるぐらいの注意を払って頂きたいと思っております。特に、就業終了後はお客様に少なくとも就業内容・請求金額等について説明し、納得を頂いたうえで押印をお願いすることを徹底して下さい。以下、「日報」についての留意事項を列記しております。

- 就業月日・就業時間の記入漏れのないように。
- 事務局への提出は就業終了後1週間以内を目安に。遅くなると配分金の支払いが2ヶ月後になります。
- 発注者確認④は絶対に漏れないように。④がない日報は返却します。

### 生活支援者養成講座受講生の募集

1. 対象者：就職、就業を希望する55歳以上の者(ハローワークの求職票が必要です)
2. 募集期間：平成25年12月16日(月)～平成26年1月15日(水)
3. 実施期間：平成26年1月28日(火)～平成26年2月10日(月)のうち8日間
4. 募集人員：15名(応募者多数の場合選考あり)
5. 実施場所：大分西部公民館(駐車場が狭い為制約あり)  
住所：大分市王子新町5-1  
TEL：097-543-4938
6. 受講料：無料(テキスト付)  
※問い合わせ：事務局(山本)

### 福祉・家事援助部会の皆様へお知らせ

- 一日間メンテナンス講習会を開催します。  
 湧上浩会員を講師に招いて、分りやすく掃除の基礎、基本を説明します。  
 ○日 時：平成26年1月29日(水) (10:00～15:00)  
 ○場 所：戸次老人いこいの家  
 ○締 切 日：平成26年1月15日(水)  
 ○定 員：35名(応募者多数の場合は先着順です)  
 ○内 容：室内清掃の基本(実習含む)  
 ○持参品：雑巾2枚、ビニール手袋、エプロン、実際使用している洗剤等掃除道具(昼食を忘れないように)

※問い合わせ：事務局(廣田・佐藤友紀)

現金取引等での  
無届け就業は  
止めて下さい!!

### 冬季囲碁大会

日時：平成26年2月15日(土)  
9時～16時  
場所：植田公民館 2階和室

会費：1,000円(昼食を準備します)

申込み〆切り：平成26年2月10日(月)  
問い合わせ：事務局まで

### ＜事故状況報告＞ (4月～11月までの8ヶ月間)

項 目	25年度	24年度
屋内作業	3	2
除草作業	6	2
剪定作業	5	4
家事援助	1	1
宿直業務	—	1
建物管理	—	1
屋外作業	1	1
合計	16	12

### 安全就業マニュアル

- ① 草刈り機作業の注意点
  - イ 現場の下見で、岩ガレキ、配線水道パイプ、空き缶、ピン地面の窪み等、あらかじめ巡回する
  - ロ 操作中は半径10～15m以内に人を近づけない、物に当たって飛散する場合は予想する必要もある。(防衝板、安全ネット等)
- ② 剪定作業の注意点
  - イ 作業現場の下見で周辺の危険予知確認(足場、堀、架線の有無崩れそうな塀、地盤のくぼみ、軒瓦)
  - ロ 道路付近で作業するときは標識カラーコーン等を設置して、車や通行人に知らせるなど安全の確保を図ること。  
上記記載以外の職種作業にも安全マニュアルがあります。

○自転車に乗るときは・・・  
(道路交通法の改正を受けて)

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外  
歩道と車道の区別がある場合、原則として車道を通りましょう。
- ② 車道は左側を通行  
道路の左側に寄って通行しなければなりません。  
【例外】・自転車歩道通行可の標識がある場合  
・運転者が13歳未満の児童、幼児、70歳以上の高齢者  
車道通行に支障がある身体障がい者  
・車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行  
歩道の車道寄りを徐行し歩行者の通行を阻害しない様に
- ④ 安全ルールを守る【特に重要】◎酒気帯び運転禁止  
◎二人乗り禁止 ◎夜間の無灯火運転禁止 ◎携帯電話等の禁止  
◎片手、手放し、傘差し運転の禁止 ◎並進の禁止 ◎信号無視  
◎一時不停止の禁止  
罰則：①、②は3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金  
悪質な場合5年以下の懲役100万円以下の罰金も適用されます。  
※資料提供は大分県自転車二輪車商協同組合さんです。